

也、

○按ズルニ仁明天皇ノ御父嵯峨天皇ト、皇太子恒貞親王ノ御父淳和天皇トハ、異母ノ御兄弟ナリ、

〔扶桑略記^{二十}七〕永觀二年八月廿七日甲辰、天皇^中禪位於皇太子師貞親王^山、同日懷仁親王^花立太子、

〔榮花物語^二七〕時々の事ともはかなく過もて行て、七月^中永觀^{二年}すまひも近くなれば、これを若宮條[○]に見せばやと宣はすれど、おと^レ^{兼家}藤原少しふさはぬ様にて過させ給に、たびくまゐらせ給へとうちよりめしあれど、みだりかせなをまぐのおほんさはりとも申させ給ひつゝまゐらせ給はぬを、すまひちかくなりて乞きりにまゐらせ給へとあれば、まゐり給へれば、いとこまやかに御ものがたりありて、くらゐにつきてことし十六年になりぬ^中、東宮^山花位につき給なば、わかみやをこそは、春宮にはすゑめとおもふにいのりところぐによくせさせて、おもひのごとくあべくいのらすべし。おろかならぬこゝろのうちを乞らで、たれもくこゝろよからぬけしきのあるいとくちをしきことなり、あまたあるをだに、人はこをばいみじきものにこそおもふなれ、ましていかでかおろかにおもはんなせ、よろづあるべきことともおほせらるる、うけたまはりてかしこまりてまかで給て、にようご^のの后證子^{一條母}にものさゝめき申させ給て、おほんとなぶらめしよせて、こよみ御らんじて、ところぐにおほんいのりつかひともたちさわぐを、かうくとの給はせねど、どの、中の人々けしきを見ておもへるさま、いふもおろかにめでたし、このいへのこのきんだち、いみじうえもいはぬ御けしきともなり^中、おと^レのおほんこゝろのうち、はれぐしうてまじらはせ給、かくて八月になりぬれば、廿七日御讓位とての、しる、其日になりぬれば、みか^レ融^圓はおりさせ給ひぬ、とうどう^山花はくらゐにつかせ給